

## ○国有林野施業実施計画図等の森林情報の交付要領

平成4年7月17日 4林野経第28号

林野庁長官通達

〔最終改正〕令和5年2月27日 4林国業第235号

森林管理局長は、国有林野台帳交付要領に基づき交付されるもの以外であって、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画等の樹立等に関して作成される図面、森林調査簿等の森林情報（以下「森林情報」という。）の交付申請があった場合は、次に定めるところにより交付するものとする。

- 1 森林情報の交付を受けようとする者には、別紙により森林管理局長あての森林情報の交付申請書（以下「申請書」という。）に必要事項等を記入の上、提出させるものとする。
- 2 森林管理局長は、森林情報の交付に当たっては、紙媒体で交付する場合は、森林情報の末尾又は余白に交付番号を記入し、電子媒体で交付する場合は、電子媒体に交付番号を記入したラベルを付した上、必要に応じて注意事項を記載した書類を添えて交付するものとする。
- 3 森林管理局長は、森林情報の交付に当たり、申請者から手数料を事前に納付させるものとする。

ただし、申請者が国、地方公共団体及び独立行政法人等の公的機関の場合又はその申請の目的がこれら公的機関の事務事業に関連するものと認められる場合には、無償で交付できるものとする。

なお、行政サービスの向上のため、交付手数料に関する経理事務の取扱いについては、「樹苗を即売の方法により売り払う場合の経理事務について」（昭和47年7月28日付け47林野経第393号林野庁長官通達）に準じて、現金により行うことについては差し支えないものとする。

この場合、申請書受理後、代金を領収し、領収証を交付するとともに、森林情報の引き渡しを行うものとする。

- 4 森林管理局長は、森林情報の交付に当たり、次の事項をあらかじめ決議及び任命しておくものとする。
  - (1) 申請書の受付等の事務処理に従事する職員
  - (2) 現金及び森林情報の出納保管に従事する職員
  - (3) その他必要事項
- 5 森林情報の交付にかかる手数料は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）」の別表によるものとする。なお、別表に記載がない用紙A0判については、A1判の料金の2倍とする。
- 6 森林管理局長は、森林管理署長に森林情報の交付事務を行わせることができるものとする。

(別紙)

森林情報の交付申請書

国有林野に係る下記の森林情報について、交付申請します。

なお、交付された森林情報は、下記利用目的のみに使用することとし、部外者へのデータの譲渡又は貸与をせず、交付に当たって受ける指示事項を遵守します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

住 所  
氏 名

〇〇森林管理局長 殿

1 目 的	1. レクリエーション 2. 登 山 3. 狩 猟 4. 仕事の関係 ( ) 5. 公的機関の事務事業 ( ) 6. その他 ( )					
	2 種 類	交付媒体	図面番号等	様式規格等	単価	数量
国有林野施業実施計画図	2		・A0 ・A1 ・A2 ・～A3			
	3		・スキャン ・ファイル			
森林計画図	1		・A0 ・A1 ・A2 ・～A3			
	3		・スキャン ・ファイル			
土壌図	2		・A0 ・A1 ・A2 ・～A3			
	3		・スキャン			
森林調査簿	1	/	・～A3			
	3		・スキャン ・ファイル			
国有林 GIS データ	3		・ファイル			
その他 ( )						
光ディスクの種類 (電子媒体による交付の場合のみ記入)			・CD-R ・DVD-R			
合計						

#### 【記載方法】

- ・目的欄には、該当する番号に○をつけ、必要事項については、具体的に記入する。
- ・交付媒体欄には、1. 紙媒体（モノクロ複製）、2. 紙媒体（カラー複製）、3. 電子媒体のうち該当する番号に○をつける。
- ・図面番号等欄には、図面の場合にのみ記入する。
- ・様式規格等欄には、該当する規格等に○をつける。
- ・数量欄には、紙媒体（～A0）又は電子媒体（スキャン）の場合は必要枚数を記入し、現に有する電子媒体（帳票 PDF 等）の場合は、必要ファイル数（1 ファイルに格納できる情報は図面 1 葉、森林調査簿は 1 計画区分とする）を記入する。また、電子媒体による交付に当たって、必要となる光ディスクは申請者の負担とする。
- ・交付する種類がその他の場合は、適宜、必要事項を記入する。